

「民生委員として活動してみませんか！」

「民生委員」は
「児童委員」も
兼ねています。

民生委員・児童委員の活動に関心のある方に向けて、帯広市の委員の活動内容などを紹介します。

1 どんなことをするの？

「ひとり暮らし高齢者などの見守り」や「困りごとがある人の相談」に応じ、適宜、必要な支援につながるよう行政や地域包括支援センターなどの専門機関につなげることが仕事です。民生委員・児童委員だからといって、すべてを一人で解決する必要はありません。

見守り・相談支援のほか、資質向上のための研修などがあります。具体的な活動例は以下のとおりです。

(1) 地域の方々の見守りや相談対応

- ・ひとり暮らし高齢者等の見守り（1か月に1回程度訪問）
- ・地域住民の相談に応じ、必要な機関への橋渡し
- ・保育所の入所に必要な就労証明書への記名（自営業者の就労の証明）

(2) 行政機関の業務や地域福祉活動への協力

- ・赤い羽根共同募金への協力（募金にかかる資材の町内会への配布 等）
- ・冬季特別（旧歳末）福祉相談への協力（生活困窮者の生活状況を聞き取り、市へ報告）

(3) 毎月の定例会と資質向上のための研修会への参加

- ・月1回の地区民生委員児童委員協議会の定例会への出席
- ・研修・研究会への参加（初任者研修や中堅民生委員研修、各部会等）

2 ひとりで活動するの？

帯広市には、民生委員・児童委員が約300人います。

民生委員・児童委員は、市内を14の地域に分けた「地区民生委員児童委員協議会」に所属し、毎月1回開催される定例会では、活動内容の協議のほか、日頃の活動での悩みごとを共有するなど、委員同士で協力して活動しています。

3 活動が大変そう

民生委員・児童委員が重点的に見守りをする対象者は、「帯広市にひとり暮らしの登録をしている高齢者」であり、民生委員1人あたり約7世帯です。

また、令和6年度の帯広市の民生委員一人あたりの年間活動日数は84.5日です。1月あたり約7日活動※していることになります。

※活動した日数であり、一日中活動をしているわけではありません。

4 民生委員・児童委員になるための条件は？

地域の住民の方で、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人が民生委員・児童委員に選ばれる対象になります。

仕事を退職した方のほか、専業主婦（夫）・自営業の方・会社員の方など様々な方が委員として活動しており、仕事をしている委員も活動をし易いよう、毎月の定例会を夜間や休日に開催するなどの取り組みを進めています。

5 民生委員・児童委員の身分や報酬は？

身 分：特別職の地方公務員（非常勤）とされています。

報酬など：ボランティアとして活動するため給与はありません。活動に必要な実費相当額（年額 76,200 円）が活動費として支給されます。

※うち、18,000 円を北海道民生委員児童委員連盟帯広支部の年会費として納付いただきます。

任 期：任期は3年間です。（再任可能）

※現在の任期 令和7年12月1日から令和10年11月30日

6 帯広市の現状

令和7年12月現在帯広市の民生委員児童委員の定数は、326名ですが、現員数（実際に活動していただいている民生委員）は276名であり、50名（18%）が欠員の状況となっています。

（参考）令和4年度一斉改選時欠員率 全国 6.3% 全道 6.3%

7 民生委員・児童委員の活動に興味があるけど、どこに連絡すればいいの？

民生委員・児童委員をやってみたい、詳しい内容を聞きたいといった場合には、説明に伺いますので、以下の連絡先にご連絡ください。

また、地域活動等の中で人柄や活動実績から、民生委員・児童委員に適任と思われる方がいる場合にもご連絡をお待ちしています。

【連絡先（お問い合わせ先）】

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 地域福祉課 総務係内

北海道民生委員児童委員連盟 帯広支部 事務局

担当 斎藤・小出・大宮・吉崎

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所3階

電話 0155-65-4146

FAX 0155-23-0158